

夏季連続休暇は平均 7.8 日、最長 12 日

—福井県における平成 24 年夏季の連続休暇の実施予定状況調査結果—

福井労働局（局長 島谷 敏昭）は、福井県下の主要 53 社を対象に、この夏（7 月 1 日から 8 月 31 日）の連続休暇の実施予定について調査を行い、結果を取りまとめた。

夏は学校も夏休みとなるなど、家族とのふれあいを深めるよい機会となることなどから、福井労働局では、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を図る観点から、年次有給休暇の計画的付与制度の活用や、特別休暇の設定による連続休暇の実施を呼びかけているところである。

本調査も、連続休暇の更なる普及・促進を図ることを目的として実施したものである。

1 調査対象

福井県下にある労働者数 30 人以上の規模の製造業 27 社、非製造業 26 社、合計 53 社を抽出し、通信調査を行った。

2 夏季における連続休暇の定義

本調査における「夏季における連続休暇」は、調査対象期間中（平成 24 年 7 月 1 日～同年 8 月 31 日までの 62 日間）の週休日（土曜日・日曜日など）、特別休日（国民の休日・会社の特別休日など）、年次有給休暇の計画的付与による休暇や、これらの組合せによる**3 日以上**の連続した休日・休暇をさすものとした。

連続休暇は、休日が連続する場合と、出勤のため一時中断し連続しない場合の 2 つの場合があり、以下の方法により集計した。

◎連続する場合	出出出休休休休休休休出出出	「通算した」連続休暇日数、「連続した」連続休暇日数ともに 7 日とカウント。
◎連続しない場合	出出休休休出出休休休休出出	「通算した」連続休暇日数は 7 日（3+4）とカウント。「連続した」連続休暇日数としては 4 日（長い方の日数）をカウント。
（注）出は出勤を、休は休日・休暇を示す。		

3 連続休暇の予定

(1) 連続休暇予定事業場は94%

調査対象とした53社のうち50社が夏季の連続休暇の実施を予定している。

(2) 「通算した」連続休暇の平均日数は7.8日、最長は12日（別表1参照）

「通算した」連続休暇の平均日数は7.8日（昨年6.7日）となっており、昨年を1.1日上回った。その内訳は、製造業が9.2日（昨年7.5日）、非製造業が6.5日（昨年5.9日）となっている。

また、「通算した」7日以上連続休暇の実施を予定しているのは32社（昨年24社）となっている。

なお、「通算した」最も長い連続休暇日数は12日（昨年14日）で製造業の7社、非製造業の3社が予定している。

(3) 「連続した」連続休暇の平均日数は5.9日、最長9日（別表2参照）

「連続した」連続休暇の平均日数は5.9日（昨年5.0日）となっており、昨年より0.9日上回った。その内訳は、製造業が6.9日（昨年5.7日）、非製造業が4.9日（昨年4.3日）となっている。

また、「連続した」7日以上連続休暇の実施を予定しているのは16社（昨年7社）となっている。

なお、「連続した」最も長い連続休暇日数は9日（昨年9日）で製造業の8社、非製造業の4社が予定している。

(4) 「通算した」連続休暇日数が増加したのが25社、減少したのが5社

「通算した」連続休暇日数が昨年より増加したのは25社、昨年より減少したのは5社となっている。

「通算した」連続休暇日数が増加した会社での「増加した理由」として、「暦の関係」を挙げているものが24社、「設備の改修のため」を挙げているものが1社あった。

「通算した」連続休暇日数が減少した会社での「減少した理由」として、「暦の関係」を挙げているものが5社あった。

(5) 連続休暇の実施時期の傾向（別表3参照）

連続休暇の実施時期の傾向としては、7月は7月16日（月）の海の日に合わせて7月中旬（製造業の76%、非製造業の72%）に、8月は盆期間に合わせて8月中旬（製

造業の 100%、非製造業の 68%) に集中している。

(6) 本年の夏季連続休暇の特徴

連続休暇日数が増加したほとんどの企業が、その理由として「暦の関係」を挙げているが、今年は 8 月の盆期間が週の間となるため、その直前の週休日からの連続休暇とした企業が増加している。

また、7 月 16 日（月）が海の日であるため、暦の上では 7 月 14 日～16 日を 3 連休としやすい状況にあるが、今年はこの時期を含む 7 月中旬に連続休暇を取得する企業の割合も増加している。（別表 3 昨年度 60% → 今年度 74%）

これらのことが全体の「通算した」及び「連続した」連続休暇の日数に影響を与えたものと考えられる。

(7) それぞれの企業の事情に応じた夏季休暇の取得（別表 4 参照）

別表 4 の製造業 A 社の例では、週休日、祝日を原則としながら、7 月に 3 連休、8 月の盆休み期間に連続 9 日の休暇を付与することとしており、「通算した」連続休暇を 12 日とし、夏季期間を満喫する配慮が見られる。

製造業 B 社では、製造業 A 社の例とほぼ同様であるが、8 月の盆休み期間に年次有給休暇の計画的付与を行うことにより、9 連続休暇を実現している。

非製造業 A 社では、8 月 11 日～19 日の間に交替で連続 5 日の休暇を取得することとしており、盆期間中の営業の継続と休暇の取得を両立している。

非製造業 B 社の例は、週休日、祝日のほか、盆期間に会社としての休暇を設けることにより夏季休暇とする伝統的な例である。